

二、全國大會の件

一、日時 十二月一日、二日、三日の三日間
毎日午前十時より午後五時に至る

一、場所 芝協調會館

一、本部提出議案の決定及其整理を常任委員会に一任すること。

三、關西事務局に關する件

關西事務局規定及役員を承認可決す。

關西事務局規定

第一條 關西事務局は本部の關西出張所にして、中央執行委員會の統制の下に、關西地方（福井、滋賀、三重以西）に於ける支部聯合會及び支部の連絡統一を図るものとす。

第二條 關西事務局には中央執行委員會の選任する左の役員を置く。

- 一、關西事務局局長 一名
- 一、關西事務局事務局長 一名
- 一、關西事務局委員 若干名
- 一、會計 一名

第三條 關西事務局局長は關西事務局を代表し、事務局に

於ける事務を處理す。

第四條 關西事務局事務局長は關西事務局局長を補佐す。
第五條 會計は關西事務局に於ける會計事務を掌る。

第三節 常任委員會議事要録

第一回 常任委員會

日時 七月二十三午後四時

場所 黨本部

議長 麻生久

報告

一、畿河野郎等に關する畿河野郎の経過報告
二、争論調整抗議に關する内相防衛廳報告

議事

一、各部主任の報告の件

- (イ) 組織部 岩崎正三郎
- (ロ) 機關紙部 角田隆三郎
- (ハ) 事業部 船谷 忠雄
- (ニ) 労働委員會 岩崎正三郎
- 二、漢口内閣打倒運動員地位の件
- 三、合 大會議案の採行方法を關する指令の件
- 四、政務修正の件

第二回 常任委員會

日時 八月十日午後四時

場所 黨本部

議長 麻生久

報告

一、支那の政治情勢に關する報告
二、支那の政治情勢に關する報告

議事

一、支那の政治情勢の件

二、支那の政治情勢の件

三、支那の政治情勢に關する報告

(イ) 支那の政治情勢に關する報告、河野、岡田、岩崎、藤澤等

報告

(ロ) 支那の政治情勢に關する報告

藤澤、岩崎、岩崎、藤澤等

第三回 常任委員會

日時 八月四日午後二時

場所 黨本部

議長 岩崎正三郎

報告

一、支那の政治情勢の件